

平成29年9月1日

事業者様

一般社団法人山口県労働基準協会

### クレーン運転業務特別教育(全課程)開催のご案内

クレーン等安全規則第21条第1項で義務づけられております「つり上げ荷重が5トン未満のクレーン(ホイスト含む)運転の業務」についての特別教育を下記により実施いたしますので、当該業務従事者で特別教育が未実施の方の受講についてご配慮いただきますよう、お願い並びに案内をいたします。

受講ご希望の方は添付の受講申込書に受講料・テキスト代を添えて申込み下さい。

#### 1. 講習日程

	月日	時間	科目	会場
学科	11/20(月)	9:00~12:10	クレーンに関する知識(3時間)	山口県労働基準協会 西部教習所
		12:10~13:00	昼食・休憩	
13:00~16:10	原動機および電気に関する知識(3時間)			
休憩時間を含む				
	11/21(火) 午前	9:00~11:00	クレーンの運転に必要な力学に関する知識 (2時間)	
		11:10~12:10	関係法令(1時間)	
実技	11/21(水) 午後	13:00~17:10	15名	クレーンの運転のための合図 およびクレーンの運転 (4時間)
	11/22(水)	8:00~12:10 13:00~17:10	AM15名 PM15名	
		休憩時間を含む		

※3日目の実技は受講者数より調整します。

2. 受講料(8%消費税込) 会員 8,640円、非会員 10,800円

3. テキスト代「クレーンの運転」1,645円(本体1,524円+税)

4. 申込開始 **平成29年10月2日(月)**から  
定員に達し次第締切りますので、早目にお申込み下さい。

5. 定員 45名

6. 申込方法 受講申込書に受講料・テキスト代を添え小野田支部までご持参の上  
お申込み下さい。

(一社)山口県労働基準協会 小野田支部

山陽小野田市西高泊1261-1

TEL:0836-84-1200 FAX:0836-84-1210

\* 受講を中止・欠席された場合は、既納の受講料は返金できません。

#### 7. その他

- 1) 毎日開講 15分前までに集合し、受付にて受講票を提示し必ず検印を受けて下さい。
- 2) 実技の際は作業服・安全帽・安全靴・軍手を用意してください
- 3) 実技につきましては、午前と午後に分かれます。
- 4) 本教育は法定の必要時間行われるもので、遅刻、早退等があった場合、修了証は交付できません。

